

『ハイレベル演習 民法 解説編』(KU22267)

訂正表

2024年03月08日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 376	No.106 上から1行目	誤	[No.106] 〈抵当権〉 正 解 <u>3</u>	2024/03/08
		正	[No.106] 〈抵当権〉 正 解 <u>1</u>	
P. 451	No.184 肢イ 下から2行目	誤	I説への批判であり	2024/03/08
		正	II説への批判であり	
P. 478	No.217 肢1	誤	解説全文	2023/10/13
		正	771条によって裁判離婚に準用される766条1項は、父母が離婚するときに、子の監護費用の分担などを定める旨を規定するものである。しかし、離婚前の別居期間中における子の監護費用の分担についても一括して解決するのが、当事者にとって利益となり、子の福祉にも資する。そこで、離婚の訴えにおいて、別居後単独で子の監護に当たっている当事者から他方の当事者に対し、別居後離婚までの期間における子の監護費用の支払いを求める旨の申立てがあった場合には、裁判所は、離婚請求を認容するに際し、771条、766条1項を類推適用し、人事訴訟法32条1項により、当該申立てに係る子の監護費用の支払いを命ずることができる（最判平9.4.10、最判平19.3.30）。	
P. 482	No.221	誤	解説全部	2023/10/13
		正	削除（※2022〔令和4〕年改正民法の下では問題として成立しなくなったため）	
P. 487	No.228 肢ア 上から1行目	誤	婚姻の成立の日から200日を経過した後	2023/10/13
		正	婚姻の成立の日以後	
P. 487	No.228 肢ア 上から2行目	誤	(772条)	2023/10/13
		正	(772条2項・1項)	
P. 488	No.230 肢1 下から1行目	誤	居所指定権 (821条)	2023/10/13
		正	居所指定権 (822条)	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。